

ベンチャー企業等成長促進支援事業

— 平成 29 年度 公募要領 —

1 事業の目的

本市では、地域雇用の創出や市内経済の活性化を目指して、新たな創業の支援を進めるとともに、市内中小企業の新たな事業分野進出の支援に取り組んでいます。

さらに、大きな飛躍を目指すベンチャー企業及び中小企業などの成長を一層加速させるため、飛躍の土台となる経営計画の作成・改善や資金調達などを支援するとともに、本市発の企業成長モデルの創出を目指し、本事業を実施します。

2 事業の主な内容

本事業では、成長発展の可能性が高い有望な市内ベンチャー企業及び新分野への事業展開を目指す中小企業など（以下、「支援対象者」という。）に対して、本市と本市委託先（事務局）である有限責任監査法人トーマツが連携し、支援対象者が中長期にわたる成長に向けて有する様々な課題に応じたハンズオン支援を提供します。支援対象者は 3 者程度を想定しており、支援対象者の業種・業態・成長フェーズに合わせて、有限責任監査法人トーマツが適切な支援を提供できる専任のメンターを割り当てます。有限責任監査法人トーマツは、日本初の全国規模の監査法人として 1968 年に創立されました。東京・名古屋・京都・大阪・福岡の 5 都市から始まった国内ネットワークは、現在では全国約 40 都市を結んでいます。「経済社会の公正を守り、率先してその発展に貢献する」ことを経営理念の第一に掲げ、公認会計士を中心とするプロフェッショナルファームとしてさまざまなサービスを提供しています。特に上場を目指すベンチャー企業に対しては、経営戦略、資金調達、管理体制構築、販路拡大など、様々な課題を解決してきた経験をもつメンバーが所属しています。有限責任監査法人トーマツのノウハウやネットワークをフル活用し、本市発の成長企業として大きく羽ばたいてください。

さらに、本事業では、投資家などによる事業評価の機会を提供します。マーケット目線でのビジネスモデルの改善や資金調達に繋げ、支援対象者の成長を一層加速させます。

3 支援対象者

中小企業者(*1)、中小企業団体(*2)又は個人であって、(1)から(4)までの条件のいずれかに該当し、かつ、(5)及び(6)の条件を満たす者です。支援対象者は 3 者程度を想定しています。

(*1)「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げられている者を指します。具体的には下記の表のとおりです。

業 種	資本金及び従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は 300 人以下
卸売業	1 億円以下又は 100 人以下
サービス業	5,000 万円以下又は 100 人以下
小売業	5,000 万円以下又は 50 人以下

(*2)「中小企業団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に定める、事業共同組合、商工組合連合会などで、公設試などは該当しません。

- (1) 市内に事業所を有する、創業 5 年未満の中小企業者又は中小企業団体
- (2) 市内に事業所を有し、創業 5 年以上であって、新分野への事業展開を目指す中小企業者又は中小企業団体
- (3) 原則として、平成 29 年 8 月までに中小企業者又は中小企業団体に該当する法人を市内に設立予定の個人
- (4) 市内に事業所がなく、原則として、平成 29 年 8 月までに事業所を市内に新設又は移転予定の中小企業者又は中小企業団体
- (5) 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していないこと。
- (6) 代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

4 支援対象者に対する支援内容

支援対象者に対しては、(1) から (7) までの支援を実施します。

- (1) 初回の面談による課題のヒアリングと今後の支援内容の計画策定
- (2) 月 2 回程度の面談実施及び随時の相談対応
- (3) 事業計画・資金計画などビジネスプランの改善支援
- (4) 経営能力・プレゼンテーション能力などの向上支援
- (5) その他支援対象者の課題に対する適切なソリューションの提供
- (6) 上記 (3) から (5) までの実施効果を高めるためのワークショップの開催
- (7) 投資家などを招いたピッチによるマッチングの実施（支援対象期間内に 1 回以上）

※1 市場調査や官公庁に対する提出書類の作成支援など、多額の経費や高度な専門性を要する支援については本事業の対象外とすることがあります。

※2 製品・サービスの販促活動等の直接的支援は本事業の対象外となります。

※3 支援対象者は本市委託先である有限責任監査法人トーマツが支援内容をまとめる報告書の作成に対して最大限協力することとします。

5 本事業における支援の実施者

支援対象者に対しては、経営計画の作成・改善や資金調達などを支援するため、専任のメンターを配置します。配置されるメンターは有限責任監査法人トーマツに所属する担当者が中心となりますが、支援対象者のニーズなど必要に応じて、有限責任監査法人トーマツが有する豊富なネットワークを活用し、他機関の専門家からも助言が得られる機会を提供します。

また、投資家などを招いたピッチによるマッチングの実施にあたっては、支援対象企業の要望などを踏まえた上で、課題に応じた適切な投資家・企業をマッチング先として選定します。

6 支援対象期間

本事業の支援対象期間は、支援対象者決定日から平成30年2月末日までを予定しています。想定するスケジュールは下記のとおりです。



7 経費負担など

本事業の実施に関する経費について、原則支援対象者の負担はありません。ただし、本事業の実施に際して発生する費用のうち、交通費、書籍代など、支援対象者側で発生した費用の実費については負担いただきます。

8 申込手続

本事業による支援を希望する者は、平成29年6月23日（金）までに下記のURLより申込フォームに必要事項を記載の上、送信してください。後日、「12 問合せ窓口」に記載の本市委託先（事務局）より、作成・提出が必要な書類など今後の手続きを連絡します。

申込用ウェブサイト：

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/dc5bd996506654>

※右記のQRコードからもアクセスできます



9 審査及び支援対象者の決定について

支援対象者の決定にあたり、下記の方法により審査を実施します。

(1) ビジネス概要書の提出

「8 申込手続」により本事業への申込みを行った者（以下、「申込者」という。）について、支援を希望するビジネスの概要を記載した書類（以下、「ビジネス概要書」という。）を平成29年7月7日（金）までに提出してください。ビジネス概要書の作成方法及び提出方法の詳細については、申込者に対して、事務局より案内します。

(2) 審査会の開催

本市において審査会を開催し、支援対象予定者を決定します。審査会では、ビジネス概要書の内容及び申込者のプレゼンテーションを踏まえて、経営理念、ビジネスの将来性、独自性、事業推進体制、雇用創出など地域への貢献性、本事業との適合性などについて審査します。審査会は以下のとおり開催を予定していますので、申込者は必ずご出席ください（欠席の場合は、不採択とすることがあります）。

① 審査会の開催内容（※詳細は申込者に対して6月末日までに別途連絡します）

日時：平成29年7月24日（月）

場所：川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル 経済労働局会議室

② プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは1社5分程度となります。経営者として、事業に対する熱意や将来目指す企業としての姿、本事業に対する期待について簡潔に説明してください。また、プレゼンテーション後、5分程度の質疑を行います。

(3) 支援対象予定者の決定

上記(2)の審査会では、支援対象予定者を3者程度選定する予定です（ただし、審査の結果、支援対象予定者は3者未満となることがあります）。

支援対象予定者となった者には事務局より連絡しますので、支援申請書(第1号様式)、法人設立済みの場合は履歴事項全部証明書、法人未設立の場合は申請者の住民票、及び市町村民税（特別区民税を含む。）の納税証明書について本市あて提出してください。

(4) 支援対象者の決定

支援申請書などに基づく資格要件の最終確認の結果、資格要件を満たした者を支援対象者とし、支援対象者には、支援決定通知（第2号様式）を送付します。なお、支援対象者が3者に満たなかった場合は、次点者を支援対象予定者とすることがあります。

(5) 支援対象者の公表

支援対象者の企業名などについては、本市ホームページなどにて公表します。

(6) 支援対象者決定後の手続

支援対象者決定後に法人を設立する者は、法人設立後、直ちに履歴事項全部証明書を提出してください。また、市内に新たに事業所を新設又は移転する者については、新設又は移転後、直ちに新設又は移転を証する書類を提出してください。

また、何らかの理由で支援を受けることが困難になった場合には、直ちに本市に連絡

の上、その後の対応を協議することとします。

10 支援決定の取消など

次のいずれかに該当するときは、支援対象者の決定を取り消し、既の実施した支援に要した経費の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 偽り、その他不正の手段により支援対象者の決定を受けたとき。
- (2) 公募要領に定める支援対象者としての要件を欠くこととなったとき。
- (3) その他法令などに基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

11 その他

事業終了後、事業成果の普及やフォローアップなどを目的とするヒアリングが行われる場合がありますので、御協力をお願いします。

12 問合せ窓口

本事業への申込方法等については事務局あてに、その他本事業の内容及び審査方法等については本市担当あてにお問合せください。

(1) 事務局

担 当：有限責任監査法人トーマツ横浜事務所 村田、中村

住 所：神奈川県横浜市神奈川区金港町 1-4 横浜イーストスクエア

電 話：045-450-6901

(2) 本市担当

担 当：経済労働局次世代産業推進室ベンチャー産業創出担当 野本、山内

住 所：神奈川県川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10階

電 話：044-200-2407 / E-mail：28sozo@city.kawasaki.jp

支 援 申 請 書

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

本 社 所 在 地

商 号

代表者職・氏名

印

平成 年 月 日付で提出したビジネス概要書に記載の事業について、平成29年度ベンチャー企業等成長促進支援事業による支援を受けたく、以下のとおり申請します。

また、申請者及び申請者の役員（法人未設立の場合にあつては役員就任予定の者）は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。貴職において必要と判断した場合には、別紙に記載の個人情報について、本社所在地を所管する都道府県警察本部に提供することを同意します。

申請者	フリガナ		フリガナ	
	氏名		役職	
会社情報	フリガナ			
	商号			
	本社所在地			
	市内事業所所在地			
	設立年月日			
	役員等一覧	別紙のとおり		
連絡先	TEL		FAX	
	E-mail			
移転・新設	時期			
	所在地			

※1 法人未設立の個人については、予定する法人の情報を「会社情報」欄に記載してください。

※2 市外企業については、新設又は移転予定の市内事業所の情報を「移転・新設」欄に記載してください。

(別紙)

役員等一覧

役職	フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

(注1) 氏名にはフリガナを付してください。

(注2) 役員等一覧に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

(注3) 法人未設立の場合は、申請者及び役員就任予定の者について記載してください。

支 援 決 定 通 知 書

川 崎 市 指 令 第 号

本 社 所 在 地
企 業 名
代 表 者 職 ・ 氏 名 様

平成 年 月 日付で申請のありましたベンチャー企業等成長促進支援事業については、次の条件を付けて支援対象者として決定します。

平成 年 月 日

川 崎 市 長 名

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、支援対象者の決定を取り消し、既に実施した支援に要した経費の全額又は一部を返還させる。
 - (1) 偽り、その他不正の手段により支援対象者の決定を受けたとき。
 - (2) 「ベンチャー企業等成長促進支援事業 平成 29 年度公募要領」に定める支援対象者としての資格要件を欠くこととなったとき。
 - (3) その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。